

週休2日適用工事 実施要領

(主旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取り組みの一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」という。）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日普及に向けて「週休2日適用工事」（以下、「適用工事」という。）の実施にあたり必要となる事項を定める。

2 この要領は、山梨県農政部が発注する工事に適用する。

(用語の定義)

第2条 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

2 週休2日

- ① 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(入札公告、特別仕様書への明示)

第3条 発注機関の長は、適用工事を実施する場合は、入札公告及び特別仕様書にお

いて「適用工事」であることを明示する。

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から工事着手日までに週休2日現場閉所を実施する旨の協議がなされた場合は、本要領を適用することができるものとする。

(対象工事)

第4条 原則として、山梨県農政部が発注する全ての工事とする。

2 以下のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。

(1) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事

(2) 工事内容、現場条件等を適切に判断して、適用できない明確な理由がある工事

(週休2日の取組内容)

第5条 週休2日は月単位を標準として実施し、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むこともできる。

2 適用工事の受注者(以下、「受注者」という。)は、土地改良事業共通仕様書に定める工事着手の日から現場作業が完了するまでの間(ただし、年末年始の6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は除く。)、週に2日間現場閉所することに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 受注者は、月単位の週休2日現場閉所(計画・実施)書(参考様式-1)又は完全週休2日(土日)現場閉所(計画・実績)書(参考様式-2)等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出する。

4 通期又は月単位の現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

5 完全週休2日(土日)において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。

なお、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2

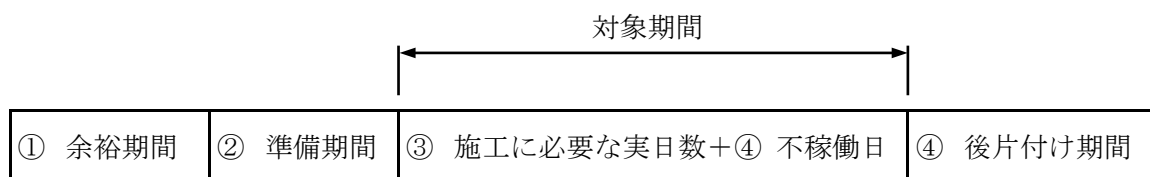
日（土日）を達成しているとみなす。

6 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、第2項の（参考様式－1又は2）等に週休2日の実施方法を（通期、月単位又は完全週休2日（土日）で）記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。

7 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。

〈対象期間とは〉

- ・工期全体から「準備期間と片付け期間を除く期間」を対象期間とする。



【②準備期間】とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている工種・種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。

【⑤後片付け期間】とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

8 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適切に対応するものとする。

（周辺住民への周知）

第6条 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、適用工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

（工事成績評定）

第7条 発注者は、第5条で定める受注者の取組に対し、別表「適用工事の取組に対する考査項目」により評価する。

附 則

この要領は令和5年5月1日から適用する。

この要領は令和6年5月1日から適用する。

この要領は令和6年7月1日から適用する。

この要領は令和7年10月1日から適用する。

この要領は令和8年5月1日から適用する。